

大分県報

平成三十一年
号外（二〇）
三月二十九日

（金曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正	一
大分県事務委任規則の一部改正	二
大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正	六
訓令 甲	七
大分県地方機関事務分掌規程の一部改正	一〇
大分県事務決裁規程の一部改正	一〇

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第八号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第六款 土木建築部各課の分掌事務（第三十九条―第四十四条）」

第七款 国民文化祭・障害者芸術文化祭局各課の分掌事務（第四十四条の二を

・第四十四条の三）

「第六款 土木建築部各課の分掌事務（第三十九条―第四十四条の三）」に、「第八款」を

「第七款」に、「第九款」を「第八款」に、「第十款」を「第九款」に改める。

第三条第一項の表の国民文化祭・障害者芸術文化祭局の項を削る。

第四条第六項の表中

局長	国民文化祭・障害者芸術文化祭局	上司の命を受け、局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
局長	会計管理局	上司の命を受け、局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

を

局長 会計管理局

上司の命を受け、局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

に改める。

第十条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 森林環境譲与税に関すること（林務管理課の所掌に係る事項を除く。）

第十条中第八号の次に次の一号を加える。

九 自動車重量譲与税に関すること

第十二条第二十号中「国民文化祭・障害者芸術文化祭局」を削る。

第二十一条の二第九号中「子ども医療費助成事業」を「子ども医療費助成事業」に改める。

第二十二条の二中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関すること

第三十五条中第十四号を第十六号とし、第四号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること

五 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の施行に関する事務のうち、森林環境譲与税の使途に関すること

第三十九条の三に次の一号を加える。

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）

の施行に関すること

第四十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行に係る総合調整に関するこ

と

第二章第三節第七款を削る。

第二章第三節第六款中第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十四条の二及び第四十四条の三 削除

第二章第三節中第八款を第七款とし、第九款を第八款とし、第十款を第九款とする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県規則第九号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の振興局の長の部の二十四の項中第三十二号を第三十三号とし、第七号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 法第三十九条第六項の規定に基づき、土地改良区が徴収する賦課金等の滞納処分について認可した旨を市町村長に通知すること。

別表第三の振興局の長の部の二十四の項中第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十九条の二第四項及び第八十四条の規定に基づき、土地改良区及び土地改良区連合の決算関係書類を受理すること。

別表第三の振興局の長の部中三十八の項を三十九の項とし、三十三の項から三十七の項までを一項目ずつ繰り下げ、同部の三十二の項第二号中「一件」を「時価評価額」に、「売買契約を締結すること」を「処分に係る契約等の締結、変更及び解除を行うこと」に改め、同項を同部の三十三の項とし、同部中二十五の項から三十一の項までを一項目ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

二十五 所有者不明土地の利用

一 法第三十九条第二項の規定に基づき、都道府

の円滑化等に関する特別措置 県知事又は市町村長に対し、土地所有者等関連

法（平成三十年法律第四十九 情報の提供を求めること。

号。以下この項中「法」とい
う。）に関する事務

二 法第三十九条第五項の規定に基づき、地域福
利増進事業等を実施しようとする区域内の土地
に工作物を設置している者その他の者に対し、
土地所有者等関連情報の提供を求めること。

別表第三の保健所の長の部の一の項第五号中「別途定める病院」を「別に定める

もの」に、「行つた」を「した」に改め、同項第六号中「第六条の五第一項若しくは第四項

又は第六条の七第二項」を「第六条の五第二項若しくは第三項又は第六条の七第二項」に、

「別途定める病院」を「別に定めるもの」に、「行つた」を「した」に改め、「対し」の下

に「期限を定めて」を加え、同項第三十六号を第三十七号とし、第十六号から第三十五

号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「別途定める病院」を「別に定めるもの」に改

め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、病院（知事が別に定めるものを除

く。）診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきこと

を命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の項の二十五の項を次のように改める。

二十五 狂犬病予防法（昭和

二十五年法律第二百四十七

号。以下この項中「法」とい

う。）に関する事務

この項中狂犬病予防法施行

細則（昭和二十六年大分県規

則第十八号）を「施行細則」

という。

一 法第六条第五項の規定に基づき、所有者又は
その他の者の土地、建物又は船車内に入つて犬
を捕獲できる期間及び区域を指定すること。
二 法第二十一条の規定に基づき、抑留所を予防
員に管理させること。
三 施行細則第五条の規定に基づき、犬の返還に
要する経費の納入を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の項の二十七の項第四十二号中「受理すること」を「受理

し、又は許可証の返納を受けること」に改め、同号を同項第五十九号とし、同項第四十一

号を第五十八号とし、第四十号を第五十七号とし、同項第三十九号中「許可証を亡失し、又

は滅失した」を削り、同号を同項第五十六号とし、同項第三十八号を第五十四号とし、同

号の次に次の一号を加える。

五十五 施行規則第十五条第六項の規定に基づき、特定動物飼養者から再交付の申請を受

けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第三十七号を第四十八号とし、同号の次に次の五号を加える。

四十九 施行規則第四条第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業の登録を更新すること。

五十 施行規則第五条第六項の規定に基づき、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

五十一 施行規則第十条第一項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の開催を第一種動物取扱業者に通知すること。

五十二 施行規則第十条の六第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

五十三 施行規則第十五条第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第三十六号を第四十七号とし、同項第三十五号中「登録証を亡失し、又は滅失した」を削り、同号を同項第四十六号とし、同項第三十四号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五 施行規則第二条第六項の規定に基づき、第一種動物取扱業者から登録証再交付申請を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第三十三号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 施行規則第二条第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第三十二号を第四十一号とし、第三十一号を第四十号とし、第三十号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 法第三十六条第一項の規定に基づき、疾病にかかった動物等を発見した者から通報を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第二十九号を第三十七号とし、第二十二号から第二十八号までを八号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 法第二十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の許可の申請書を受けること。

二十八 法第二十七条第一項の規定に基づき、法第二十六条第一項の許可の申請が法第二十七條第一項各号に規定する条件に適合していると認めること。

二十九 法第二十七条第二項の規定に基づき、法第二十六条第一項の許可に条件を付すこ

と。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第二十号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 法第二十五条第四項の規定に基づき、市町村長に必要な協力を求めること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第十九号を第二十三号とし、第五号から第十八号までを四号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 法第十四条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者から同項に規定する事項の変更、飼養施設の設置又は犬猫販売業の開始の届出を受けること。

七 法第十四条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者から同項に規定する事項の変更の届出を受けること。

八 法第十四条第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者が犬猫販売業をやめた場合の届出を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第十条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業の登録申請書の提出を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項に次の三号を加える。

六十 施行規則第十七条第一号口ただし書又は同号ハただし書の規定に基づき、特定飼養施設の構造及び規模について、観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。

六十一 施行規則第十八条第三項の規定に基づき、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。

六十二 施行規則第二十条の規定に基づき、特定動物に対する措置内容の届出を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十八の項第十二号中「第十八条第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十一号を第十五号とし、第六号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 条例第十一条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、猫の譲渡を求める者からの申出を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十八の項中第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 条例第十一条第二項の規定に基づき、犬の譲渡を求める者からの申出を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十八の項中第三号の次に次の二号を加える。

四 条例第十条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、引き取った犬を公示すること。

五 条例第十条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、引き取った犬を処分すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十八の項に次の三号を加える。

十七 施行規則第三条の規定に基づき、犬の返還を求める者から返還申出書の提出を受けらること。

十八 施行規則第五条の規定に基づき、犬又は猫の譲渡を求める者から譲渡申出書の提出を受けること。

十九 施行規則第六条第三項の規定に基づき、関係職員に薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、回収させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十三の項の欄を次のように改める。

四十三 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下この項中「法」という。）に
関する事務

この項中健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）を「改正省令」という。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十三の項に次の一号を加える。

五 改正省令附則第二条第六項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の管理権原者から喫煙可能室の設置の届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の一の項中第二十六号を第二十八号とし、第二十号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 法第七十七条の二第一項の規定に基づき、法第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の一の項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に、「の雇い主」を「に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 法第五十五条の五第一項の規定に基づき、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる被保護者に対して進学準備給付金を支給すること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の一の項を次のように改める。

一 狂犬病予防法（以下この項中「法」という。）に関する事務

この項中狂犬病予防法施行細則を「施行細則」という。

三 施行細則第五条の規定に基づき、犬の返還に要する経費の納入を受けること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の一の項に次の一号を加える。

十 規則第七条の規定に基づき、センターの利用に関し必要な事項を定めること。
別表第三の動物愛護センター所長の部中二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項中「法」という。）に関する事務

この項中動物の愛護及び管理に関する法律施行規則を「施行規則」という。

一 法第二十二條第三項の規定に基づき、動物取扱責任者研修を行うこと。

二 法第三十五條第一項の規定に基づき、犬又は猫を引き取ること（同条第三項において準用する場合を含む。）。

三 法第三十五條第一項ただし書の規定に基づき、犬又は猫の引取りを拒否すること。

四 法第三十五條第四項の規定に基づき、引取りを行った犬若しくは猫を、その所有者に返還し、又は所有者が発見できないものについて飼育を希望する者に譲り渡すこと。

五 法第三十五條第五項の規定に基づき、市町村の長に対し、同条第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めること。

六 法第三十六條第一項の規定に基づき、疾病にかかった動物等を発見した者から通報を受けること。

<p>三 大分県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項中「条例」という。）に関する事務 この項中大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を「施行規則」という。</p>	
<p>七 法第三十六条第二項の規定に基づき、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を収容すること。 八 法第三十七条第二項の規定に基づき、犬又は猫の引取り等の際して、同条第一項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うこと。 九 法第四十一条の規定に基づき、みだりに殺されたと思われる動物の死体等を発見した獣医師による通報を受けること。</p>	<p>一 条例第九条第一項の規定に基づき、係留されていない飼い犬を収容すること。 二 条例第十条第一項の規定に基づき、飼養者に飼い犬を引き取るべき旨を通知し、又は公示すること。 三 条例第十条第三項の規定に基づき、飼養者が引き取らない飼い犬を処分すること。 四 条例第十条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、引き取った犬を公示すること。 五 条例第十条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、引き取った犬を処分すること。 六 条例第十一条第一項（条例第十条第三項の規定により処分できることとなつた犬に係る部分に限る。）の規定に基づき、犬を譲渡すること。 七 条例第十一条第二項の規定に基づき、犬の譲渡を求める者からの申出を受けること。 八 条例第十一条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、猫を譲渡すること。</p>
<p>九 条例第十一条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、猫の譲渡を求める者からの申出を受けること。 十 条例第十二条第一項の規定に基づき、区域及び期間を定めて、野犬等の処分を行うこと。 十一 条例第十二条第二項の規定に基づき、野犬等の処分を行うことを住民に対して、周知させること。 十二 条例第十五条の規定に基づき、犬の飼養者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 十三 条例第十六条第一項の規定に基づき、犬の飼養者に対し報告を求め、又はその職員に犬の飼養者の飼養施設の設置場所等に立ち入り、飼養状況を調査させ、若しくは関係者に質問させること。 十四 条例第十八条第一項の規定に基づき、飼い犬の飼養者に対し、当該飼い犬の保管に要した費用及びその返還に要する費用を負担させること。 十五 条例第十八条第二項の規定に基づき、譲渡を受ける者に対し、譲渡のために要した費用を負担させること。 十六 条例第十八条第二項ただし書の規定に基づき、譲渡のために要した費用の負担を免除すること。 十七 施行規則第三条の規定に基づき、犬の返還を求める者から返還申出書の提出を受けると。 十八 施行規則第五条の規定に基づき、犬又は猫の譲渡を求める者から譲渡申出書の提出を受けると。</p>	

十九 施行規則第六条第三項の規定に基づき、関係職員に薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、回収させること。

別表第三の土木事務所の長の部中三十四の項を三十六の項とし、三十三の項を三十五の項とし、三十二の項を三十四の項とし、三十一の項を三十二の項とし、同項の次に次のように加える。

- 三十三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この項中「法」という。）に関する事務（別府土木事務所、大分土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、日田土木事務所及び中津土木事務所の長に限る。）
- 一 法第六条第一項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書を受理すること。
- 二 法第九条第一項の規定に基づき、登録事項等の変更届出書を受理すること。
- 三 法第十条第一項の規定に基づき、登録簿を閲覧に供すること。
- 四 法第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 五 法第二十四条第一項の規定に基づき、登録事業者等に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は職員に、登録事業者等の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第三の土木事務所の長の部中三十の項を三十一の項とし、十六の項から二十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同部の十五の項第十一号中「土木事務所長が許可した開発区域に係る」を削り、同項を同部の十六の項とし、同部中十四の項を十五の項とし、二の項から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

- 二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下この項中「法」という。）に関する事務
- 一 法第三十九条第二項の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
- 二 法第三十九条第五項の規定に基づき、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地に工作物を設置している者その他の者に対し、

土地所有者等関連情報の提供を求めること。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理人

大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県規則第十号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（捕獲の委託）

第三条の二 条例第九条第五項の規定による委託は、動物の愛護を目的とする団体その他の者であつて、捕獲を的確に実施する能力を有するものに対して行わなければならない。

2 前項の委託を受けようとする者は、捕獲に従事する者の住所、氏名及び生年月日を記載した書面を提出しなければならない。

第九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第九条第五項において準用する同条第四項に規定する証明書は、飼い犬指導員証（第四号様式の二）とする。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2(第9条関係)

表面

第 号

写 真

受託者名
従事者 氏 名
生年月日

飼 い 犬 指 導 員 証

年 月 日 大分県知事

印

上記の者は、大分県動物の愛護及び管理に関する条例第9条第5項の規定により委託を受けて同条第2項の捕獲の業務に従事する者であることを証明する。

裏面

大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年大分県条例第32号) (抜粋)

(六)の収容)

- 第9条 知事は、第8条の規定に違反して保留されていない飼い犬があると認めるときは、これを収容することができる。
- 2 知事は、前項の規定による収容を行うため、その指定した職員に当該飼い犬を捕獲させるものとする。
- 3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその所有者又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が正当な理由により、これを拒んだときは、この限りでない。
- 4 第2項の職員が同項の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 知事は、規則で定めるところにより、動物の愛護を目的とする団体その他の者に第2項の規定による捕獲を委託することができる。この場合において、前2項の規定は、当該委託を受けた者又はその者の監督の下にその捕獲に従事する者に準用する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二号

本 地 方 機 関
庁

大分県地方機関事務分掌規程(昭和三十一年大分県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

第一条の二第一項の表の農山漁村振興部の項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第五十六号までを一号ずつ繰り上げ、第五十七号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)の施行に係る市町村等との連絡調整に関すること

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第七十四号を第七十五号とし、第五十八号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八 森林経営管理法の施行に係る市町村等との連絡調整に関すること

第一条の二第三項の表の総務部の項第二十二号中「佐伯県税事務所」を「大分県税事務所佐伯納税事務所」に改め、同表の農山漁村振興部の項中第七十四号を第七十五号とし、第五十八号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八 森林経営管理法の施行に係る市町村等との連絡調整に関すること

第一条の二第四項の表の農山村振興部の項中第七十二号を第七十三号とし、第五十八号から第七十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八 森林経営管理法の施行に係る市町村等との連絡調整に関すること

第一条の二第五項の表の農山村振興部の項中第七十二号を第七十三号とし、第五十八号から第七十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八 森林経営管理法の施行に係る市町村等との連絡調整に関すること

号とし、第三十四号から第五十六号までを一号ずつ繰り上げ、第五十七号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 森林経営管理法の施行に係る市町村等との連絡調整に関する事

第三条第二項中「各課及び室」を「各課、室及び納税事務所」に改め、同項の表の総務課の項第一号中「自動車税管理室」の下に「各納税事務所」を加え、同項の表の納税課の項第一号中「特別滞納整理室」の下に「及び各納税事務所」を加え、同表の自動車税管理室の項第二号及び第三号中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税の環境性能割及び種別割」に改め、同項第四号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同表に次のように加える。

佐伯納税事務所

- 一 公印の管守に関する事（佐伯納税事務所が管守するものに限る。）
- 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事
- 三 予算の執行に関する事
- 四 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事
- 五 県有財産の維持及び管理に関する事
- 六 免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事（免税軽油使用者の住所又は事業所所在地が佐伯市内に存するものに限る。）
- 七 県税に係る徴収金の徴収に関する事（滞納者の住所又は県内の主たる事務所所在地が佐伯市内に存するものに限る。）
- 八 その他徴収事務に関する事

豊後大野納税事務所

- 一 公印の管守に関する事（豊後大野納税事務所が管守するものに限る。）
- 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事
- 三 予算の執行に関する事
- 四 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事
- 五 県有財産の維持及び管理に関する事
- 六 免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事（免税軽油使用者の住所又は事業所所在地が竹田市内又は豊後大野市内に存するものに限る。）
- 七 県税に係る徴収金の徴収に関する事（滞納者の住所

又は県内の主たる事務所所在地が竹田市内又は豊後大野市内に存するものに限る。）
八 その他徴収事務に関する事

第五条第一項の表の健康安全企画課の項中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関する事

第五条第一項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

二十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第二項の表の健康安全企画課の項中第五十一号を第五十二号とし、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事

第五条第二項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

二十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第三項の表の健康安全企画課の項中第五十一号を第五十二号とし、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事

第五条第三項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

二十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第四項の表の健康安全企画課の項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事

第五条第四項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

二十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第五項の表の健康安全企画課の項中第五十一号を第五十二号とし、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事

第五条第五項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

二十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に關すること（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第六項の表の健康安全・衛生課の項中第六十四号を第六十五号とし、第六十三号の次に次の一号を加える。

六十四 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に關すること
第五条第六項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

二十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に關すること（健康安全・衛生課の所掌に係る事項を除く。）

第十九条第三項の表の建築住宅課の項中第二十五号を第三十一号とし、第二十四号の次に次の六号を加える。

二十五 危険住宅移転事業に關すること

二十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に關すること

二十七 大分県住生活基本計画の推進に關すること

二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）の施行に關すること

二十九 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に關すること

三十 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に關すること

第十九条第四項の表の建築住宅課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を第三十一号とし、同

号の前に次の六号を加える。

二十五 危険住宅移転事業に關すること

二十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に關すること

二十七 大分県住生活基本計画の推進に關すること

二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に關すること

二十九 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に關すること

三十 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に關すること

第十九条第五項の表の建築住宅課の項中第二十五号を第三十一号とし、第二十四号の次に次の六号を加える。

二十五 危険住宅移転事業に關すること

二十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に關すること

二十七 大分県住生活基本計画の推進に關すること

二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に關すること

二十九 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に關すること

三十 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に關すること
第十九条第七項の表の総務課の項第十九号中「豊後大野県税事務所」を「大分県税事務所

豊後大野納税事務所」に改め、同表の企画調査課の項中第三十二号を第三十八号とし、第三十一号の次に次の六号を加える。

三十二 危険住宅移転事業に關すること

三十三 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に關すること

三十四 大分県住生活基本計画の推進に關すること

三十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に關すること

三十六 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に關すること

三十七 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に關すること
第十九条第十項の表の企画調査課の項中第三十二号を第三十八号とし、第三十一号の次に

次の六号を加える。

三十二 危険住宅移転事業に關すること

三十三 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に關すること

三十四 大分県住生活基本計画の推進に關すること

三十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に關すること

三十六 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に關すること

三十七 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に關すること

第十九条第十一項の表の建築住宅課の項中第二十五号を第三十一号とし、第二十四号の次に次の六号を加える。

二十五 危険住宅移転事業に關すること

二十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に關すること

二十七 大分県住生活基本計画の推進に關すること

二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に關すること

二十九 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に關すること
三十 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に關すること

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の表の自動車税管理室の項の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

大分県訓令甲第三号

本 庁
地 方 機 関

大分県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「班総括」の下に「（班総括を置かない課にあつては、課長）」を加える。

第十条の表の知事の権限に属する事務の部の大分県税務所の款の所長の項の第一順位者の欄中「自動車税管理室長」の下に、「各納税事務所所掌の事務については各納税事務所所長」を加え、同項の第二順位者の欄中「自動車税管理室」の下に「及び各納税事務所」を加え、同款に次のように加える。

納税事務所 長	班総括（当該班の所掌に關する事務に限る。）	
------------	-----------------------	--

別表第一の一の表の三の項を次のように改める。

三 条例、規則、訓令、告示	一 条例又は規約の制定改廃に關すること。	一 規則の改正（法令又は条例若しくは規則の制定改廃に伴い当然必要と	一 軽易又は定例的な事項の告示、公告、公表その他の公示を
---------------	----------------------	-----------------------------------	------------------------------

等の制定改廃に關する事務
（法令又は条例若しくは規則の制定改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係る改正を除外。）を行うこと。
二 訓令又は法規的性質をもつ告示の制定改廃を行うこと。
三 重要な訓令又は告示の制定改廃を行うこと。

別表第一の一の表の四の項の課長、所長及び室長の欄中第二十一号を第二十二号とし、第八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第七号中「を廃棄する」を「の廃棄を県政情報課長へ依頼する」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。	別表第一の一の表中十八の項の課長、所長及び室長の欄第六号、第七号及び第八号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同欄第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十一号中「第十七条の十四第七項」を「第十七条の二十四第七項」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号中「第十七条の十四第六項」を「第十七条の二十四第六項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号中「第十七条の七第五項」を「第十七条の十七第五項」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第八号の次に次の一号を加える。	九 法第十七条の十の規定に基づき、都市公園の占用を許可すること。
---	---	----------------------------------

別表第一の一の表中十八の項を十九の項とし、十五の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五 所有者不明土地の利用	一 法第三十八条の規定に基づき、家庭裁判所
---------------	-----------------------

の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項中「法」という。）に関する事務		に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすること。
--	--	---

別表第二の二の表の一の項の地方機関の長の欄第六号中「を廃棄する」を「の廃棄を県政情報課長へ依頼する」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 文書管理規程第八十九条第一項の規定に基づき、廃棄の決定をすること。

別表第二の二の表の一の項の支所分場等の長の欄中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 文書管理規程第十七条第五項の規定に基づき、文書の保存期間を延長すること。

二 文書管理規程第十七条第六項の規定に基づき、文書の保存期間を短縮すること。

別表第二の二の表の一の項の支所分場等の長の欄に次の五号を加える。

六 文書管理規程第八十九条第一項の規定に基づき、廃棄の決定をすること。

七 文書管理規程第九十一条第一項の規定に基づき、廃棄する文書を公文書館長に通知すること。

八 文書管理規程第九十一条第一項及び第二項の規定に基づき、文書を公文書館に引き渡すこと。

九 文書管理規程第九十二条第一項の規定に基づき、紙文書を廃棄すること。

十 文書管理規程第九十三条第一項の規定に基づき、電子文書の廃棄を県政情報課長へ依頼すること。

別表第二の三の表のハの部の注2、同表のニの部の注2及び同表のホの部の注2中

「（ ）の下に「大分県税務所佐伯納税事務所長、大分県税務所豊後大野納税事務所長、」を加える。

第二条 大分県事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の十五の項を次のように改める。

十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項中「法」という。）に関する事務	一 法第十条第一項の規定に基づき、土地使用権等の取得についての裁定を知事に申請すること。	一 法第六条の規定に基づき、事業準備のための土地又は工作物への立入りに関する事務を行うこと。
	二 法第二十七条第一項及び第三十七条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の取用又は使用についての裁定を知事に申請すること。	二 法第七條第一項及び第三項の規定に基づき、障害物の伐採等の許可を知事に申請すること。
		三 法第十九条第一項の規定に基づき、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を知事に申請すること。
		四 法第二十四条の規定に基づき、使用権設定土地を原状に回復し、返還すること。
		五 法第三十八条

の規定に基づき、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすること。

附則

この訓令中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。